



- (3) 同年11月21日、処分庁は、請求人の兄より、請求人の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）の写しを受理したこと。これにより、請求人の障害等級が●級、有効期限が平成28年6月30日であることを確認したこと。
- (4) 平成27年2月23日、処分庁は、請求人から企業年金連合会老齢年金振込通知書を収受したこと。同通知書には、請求人が同年中に受給する企業年金が、平成26年6月分から平成27年5月分として同年6月1日に支払われる9,600円である旨が記載されていること。
- (5) 同年3月31日付け厚生労働省告示第227号により、「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日付け厚生省告示第158号。以下「告示」という。）の一部が改正され、同年4月1日から適用されることとして告示されたこと。
- (6) 同年4月9日、処分庁は、請求人が入院していた病院より、請求人の退院が検討されていること、及び請求人の心身状況等から介護老人保健施設か介護付きアパートが選択になると説明を受けるとともに、介護付きアパートが保護上認められるかについて相談を受けたこと。これに対し、処分庁は、介護付きアパートで生活することもやむを得ないものとして、退院後の生活場所として検討することを認める旨を同病院に回答したこと。
- (7) 同月10日、同病院より処分庁に、保護実施上の請求人の代理人である請求人の兄（以下「兄」という。）に請求人の退院後の生活場所について説明したところ、介護老人保健施設が請求人にとって望ましいと考える旨の話があったと報告を受けたこと。
- (8) 同年6月26日、処分庁は、同病院経由で、請求人の障害基礎年金に係る年金振込通知書を受理したこと。同通知書には、同月から平成28年4月までの各偶数月に、障害基礎年金として130,016円が支払われる旨の記載があること。
- (9) 同年7月22日、処分庁は、川崎市●●区介護保険料係に、請求人が今後保護廃止となる場合も、今年度中は介護保険料段階が、生活保護の第1段階から変わることはないことを確認したこと。

なお、審査庁が確認したところ、平成27年度中の請求人にかかる介護保険料は、次のとおりであったこと。

納付月	徴収の方法	介護保険料額	備考
9月	普通徴収	1,600円	
10月	特別徴収	5,160円	5,160円/2か月=2,580円(月額)
12月	特別徴収	4,900円	4,900円/2か月=2,450円(月額)

- (10) 同年8月12日、同病院より処分庁に対し、請求人の介護老人保健施設への入所日が同月17日に決まったと報告があったこと。これを受け、処分庁は兄に、請求人の介護老人保健施設に入所にあたり、保護の要否判定を行うと、請求人の保護は廃止となることを説明したこと。併せて、請求人が介護保険施設以外に移ることになった場合、再度生活保護を申請することができること、病院から聴取している請求人の状態からすると、現実的には介護老人保健施設や特別養護老人ホームとなる可能性が高い旨を説明したこと。
- (11) 同日、処分庁は、川崎市●●区国民健康保険係に、請求人が保護廃止となった後の国民健康保険料の見込み額について、年額12,000円となり、支払う月数にもよるが、月額1,000円程度で収まる旨を確認したこと。
- (12) 同月13日、処分庁は兄に対し、請求人の保護廃止後に国民健康保険への加入を指示するとともに、再度請求人が困窮状態となった場合に、保護の相談を支援してくれるよう依頼したこと。
- (13) 同月17日、処分庁は兄より、同日に請求人の介護老人保健施設への入所に付き添う旨を聴取したこと。
- (14) 同月19日、処分庁は、病院経由で、請求人より介護老人保健施設へ入所した旨の生活保護変更申請書を受理したこと。
- (15) 同月21日、処分庁は兄より、介護老人保健施設はいずれ他の施設に移ることを前提としていること等が心配である旨の相談を受けたこと。これに対し処分庁は、請求人の病状等から将来的に施設以外の選択は困難であり、別施設への移動が、保護の停止要件の期間中に行われる可能性が低いこと、及び請求人の場合は「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)第10の12の「2 保護を廃止すべき場合」として挙げられた「(1) (前略) 特別な事由が生じない限り、保護を再開する必要がないと認められる」にあたるが、先に述べた請求人の病状等を踏まえると、「特別な事由」としては再入院が考えられるところ、請求人の

病状が安定していることに加え、入院中に薬の調整が十分に行われ入所後の生活を十分に考慮して退院していることから、入所直後の特別な事由の発生自体の可能性も低いことを兄に説明したこと。併せて、保護廃止後の国民健康保険への加入を指示するとともに、廃止後の状況変化により生活困窮状態となった場合に、請求人の保護申請等を依頼したこと。

(16) 同月26日、処分庁は以上の事実により、次のとおり同年9月分の請求人に係る保護の要否判定を行った結果、保護を要しないとして、同年9月1日を実施年月日として請求人の保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）を行ったこと。

なお、本件処分に際し、処分庁は、「境界層該当者の取扱いについて」（平成17年9月21日付け社援保発第0921001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「境界層通知」という。）2による「境界層該当証明書」を発行しなかったこと。

【最低生活費】

保護の要否判定の費目	最低生活費	備考
介護施設入所者基準額	9,690円	
障害者加算イ（入院等）	14,590円	
居住費負担額	11,100円	370円×30日 ※利用者負担第2段階
食費負担額	11,700円	390円×30日 ※利用者負担第2段階
介護保険自己負担限度額	15,000円	※利用者負担第2段階
国民健康保険料	1,000円	
介護保険料	1,600円	
合計	64,680円	・・・①

【収入充当額】

収入の種類	収入充当額	備考
障害基礎年金	65,008円	130,016円×1/2ヶ月
企業年金	800円	9,600円×1/12ヶ月
合計	65,808円	・・・②

①<②により、保護否となる。

(17) 同年9月17日付けで、請求人は本件処分を不服として本件審査請求を提起したこと。

## 2 請求人の主張

本件審査請求の趣旨は、処分庁が請求人に対し、平成27年8月26日付けで行った本件処分の一時的停止を求めるものである。その理由は概ね以下のとおりと解される。

- (1) 保護廃止に至る経緯が不足している。
- (2) 平成27年8月21日に処分庁で兄が説明を受け、年金が若干上回ることについては了解した。しかし、請求人が入所もしていない時点で保護打ち切り（8月11日付け）、また、処分庁担当者が4月に赴任以来、一度も請求人に面談をしていない。それなのに、請求人にいきなり保護廃止を伝達するのはおかしい。
- (3) 請求人は自活できる状態になりたい気持ちでリハビリがある老人保健施設で頑張るつもりで入所を承諾したのである。だが、病院でも言われたが、病状が再発し、いつ入院するかわからないとの見解もある。
- (4) 介護老人保健施設の説明では、必要経費に、継続的な口腔ケアで月額2,000円から3,000円かかることもあり、保護から外れると少々難しいかなとのことであった。
- (5) 昨年10月に住居は退去したので、戻る宛先もない。  
又、健康保険料等の支払いについても、年金より差し引かれることになった。
- (6) 処分庁が行った計算を31日で算定すると、居住費負担額370円、食費負担額390円（1日のみ加算）、これに口腔ケア代（2,500円位）などが含まれるとすると、最低生活費が64,680円+760円+2,500円=67,940円となり、年金収入を上回る計算となる。
- (7) このようなことから、保護廃止の結論は、入所生活数ヶ月後に検討した結果として出されてもよかったのではと思う。

## 3 処分庁の主張

以下の理由により、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

- (1) 本件処分は、保護要否判定の結果を決定の理由としている。
- (2) 請求人が入所した介護老人保健施設は、介護施設入所者の基準が適用される。「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日

付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第7の2の(4)のイに基づき、入所翌月の平成27年9月1日付けで基準生活費の変更を行い、保護の要否判定を行った。

- (3) 局長通知第10の2において、「保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と第8によって認定した収入(以下「収入充当」という。)との対比により決定すること。」とされており、本件処分は課長通知第10の4に基づき、請求人の最低生活費に計上する費目及び金額を確定し、要否判定を行っている。すなわち、請求人の最低生活費は、入院時においては、入院患者日用品費 22,680 円、障害者加算 14,590 円、医療費上限額 35,400 円、計 72,670 円となり、請求人の年金収入月額 65,808 円を上回るため、要否判定上、要となるが、介護施設入所後については、兄の主張のとおり、居住費負担額及び、食費負担額を31日として計算したとしても、介護施設入所者基本生活費 9,690 円、障害者加算 14,590 円、介護保険自己負担限度額 15,000 円、居住費負担額 11,470 円(介護保険利用者負担第2段階):1日あたり370円×31日)、国民健康保険料1,000円、介護保険料1,600円、計65,440円となり、請求人の年金収入の方が上回るため要否判定上、否となる。
- (4) また、課長通知第10の12の答2において、保護を廃止すべき場合として、「最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められるとき」及び「最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6箇月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき」とされている。
- (5) 今後、請求人が介護施設を退所し、入院もしくは居宅生活になることになれば、再度要保護状態になることが想定されるが、請求人は介護施設入所時において、病状については安定し入院治療を要さない状態であり、また、身体機能については短期的な改善を見込むことができない状態であることを踏まえると、入院もしくは居宅生活となる見通しはなく、少なくとも今後6箇月以上にわたって施設での生活が続くことが想定されることから、本件処分は適正な決定である。
- (6) さらに、請求人は、口腔ケア代 2,500 円についても述べているが、口腔ケアに要する費用は要否判定において最低生活費に計上すべきものではない。
- (7) また、請求人は、処分庁担当者が、説明もなく突然保護を打ち切った旨

主張しているが、平成27年8月12日、同月13日に電話で兄に同年9月1日付けで保護廃止になることを説明し、同月21日は来所した兄に面接して説明している。

- (8) 以上により、本件処分は適法であり、請求人の請求には理由がないから、速やかに棄却されるべきである。

#### 4 判断

本件審査請求については、以上の事実並びに請求人及び処分庁の主張を踏まえ、次のとおり判断する。

- (1) 法は、保護の程度について、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」(法第8条第1項)と規定し、また、保護の基準について、「要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」(同条第2項)と規定し、これを受けて厚生労働大臣は、その裁量の範囲内で告示を定めている。

- (2) 保護の補足性について、法は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」(法第4条第1項)と規定しており、生活に困窮する者に、同条第1項の規定にいう「利用し得る資産、能力その他あらゆるもの」があると認められる場合、当然これを自身の最低限度の生活の維持のために活用することが求められるものである。

そして、「利用し得る資産、能力その他あらゆるもの」には、他法他施策に基づく給付が当然に含まれるものであり、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)第6は、「他の法律又は制度による保障、援助等を受けることができる者又は受けることができると推定される者については、極力その利用に努めさせること。」とし、これを受けて局長通知第6は、特に活用を図るべき制度として、「厚生年金保険法」、「国民年金法」等を掲げている。

- (3) 年金等の収入額の認定にあたっては、「その実際の受給額を認定すること。」(次官通知第8の3の(2)のアの(ア))とされ、「(前略)厚

生年金保険法、(中略)国民年金法(中略)等による給付で、6箇月以内の期間ごとに支給される年金(中略)については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。」(局長通知第8の1の(4)のア)と指針が示されている。

- (4) 障害者加算については、告示別表第1第2章の2の(2)において、障害者加算アは「身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表(以下「障害等級表」という。)(中略)の1級若しくは2級又は国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)別表に定める1級のいずれかに該当する障害のある者」、また障害者加算イは「障害等級表の3級又は国民年金法施行令(中略)別表に定める2級のいずれかに該当する障害のある者」について行うこととしている。
- (5) さらに、障害の程度の判定方法について、「障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこと。」(局長通知第7の2の(2)のエの(ア))とされ、これらを所持していない者については、「保護の実施機関の指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類に基づき行うこと。」(局長通知第7の2の(2)のエの(イ))としている。このうち、その他障害の程度が確認できる書類について、課長通知第7の65において、精神障害者保健福祉「手帳の1級に該当する障害は国民年金法施行令(中略)別表に定める1級の障害と、同手帳の2級に該当する障害は同別表に定める2級の障害とそれぞれ認定するものとする。」と示されている。
- (6) 保護の要否及び程度については、次官通知第10において、「原則として、当該世帯につき認定した最低生活費」と「認定した収入(以下「収入充当額」という。)との対比によって決定」とされ、保護開始時の要否判定を行う際の費目については、課長通知第10の4の答において、ア「生活扶助基準」、エ「医療扶助基準」及びオ「介護扶助基準」など、7項目が列挙されている。
- (7) 局長通知第10の2の(5)では、「保護の要否判定を行う際に算定する介護費は、概算介護所要額によるものとし、概算介護所要額は次により算定すること。なお、介護保険の被保険者については、アからキまでにつき、それぞれのサービスに係る介護保険給付の利用者負担分を限度とする。(中略)ウ 施設介護 当該者の要介護状態区分に応じた1か月あたりの



施設介護費用（食事の提供に要する費用を含む。）」としている。

- (8) 法第26条の規定による保護の停止又は廃止の取扱い基準について、課長通知第10の12は、保護を停止すべき場合として「当該世帯における臨時的な（中略）最低生活費の減少等により、一時的に保護を必要としなくなった場合であつて、以後において見込まれるその世帯の最低生活費及び収入の状況から判断して、おおむね6箇月以内に再び保護を要する状態になることが予想されるとき。」等を挙げ、保護を廃止すべき場合として「当該世帯における（中略）最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められるとき。」等を挙げている。
- (9) 介護保険制度においては、本来適用されるべき基準等を適用すれば保護を必要とするが、より負担の低い基準等を適用すれば保護を必要としない状態となる要保護者（以下「境界層該当者」という。）については、当該より低い基準等を適用することとされており、その具体的な取扱いは境界層通知で示されている。
- (10) 境界層該当者は、境界層通知1の（1）ア〜クにおいて示されており、このうち、イ、エ及びカは次のとおりであり、これら境界層該当者は、それぞれの区分に応じて、保護を必要としなくなるまで、一定の境界層該当措置が講じられることとなっている。
- イ その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が特定介護サービス（介護保険法第51条の3第1項に規定する特定介護サービスをいう。）（中略）を受ける日の属する月において要保護者である場合であつて、当該特定介護サービス（中略）に係る居住費の負担限度額（介護保険法第51条の3第2項第2号に規定する居住費の負担限度額をいう。）（中略）について、（中略）多床室を利用する場合には「零円」が適用され、特定入所者介護サービス費（介護保険法第51条の3第1項に規定する特定入所者介護サービスをいう。）（中略）を支給されたとすれば、保護を必要としない状態となるもの
- エ その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が特定介護サービス（中略）を受ける日の属する月において要保護者である者であつて、当該特定介護サービス等に係る食費の負担限度額（介護保険法第51条の3第2項第1号に規定する食費の負担限度額（中略）をいう。）について1日につき「650円」、「390円」又は「300円」が適用され、特

定入所者介護サービス費（中略）（中略）を支給されたとすれば、保護を必要としない状態となるもの」

カ その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が居宅サービス等（介護保険法施行令第22条の2の2第1項に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）があった月において要保護者である者であつて、利用者負担世帯合算額（介護保険法施行令第22条の2の2第2項に規定する利用者負担世帯合算額をいう。以下同じ。）を「2万4600円」又は「1万5000円」と読み替えて高額介護サービス費（介護保険法第51条に規定する高額介護サービス費をいう。）が適用されたならば保護を必要としない状態となるもの

- (11) 境界層措置の優先順位については、境界層通知1の(2)において、境界層通知1の(1)の①イ、②エ、③カの順に優先して講ずべき旨が示されている。
- (12) 境界層通知2では、境界層該当者に対する証明書等の交付について、「福祉事務所長は、（中略）保護を受けている者が境界層該当者に該当する場合、（中略）証明書（中略）を境界層該当者に交付する」と示している。
- (13) これを本件処分についてみると、処分庁は保護の決定に当たり、請求人の世帯を1人世帯とし、最低生活費について、請求人が介護老人保健施設に入所したことから、告示に基づき、事実(16)のとおり認定していることが認められる。
- (14) また、処分庁は、事実(9)のとおり、請求人が今後保護廃止となる場合も、請求人の介護保険料段階は、平成27年度は保護廃止前と変わらず、引き続き第1段階となることを確認の上で、介護老人保健施設利用に関する施設介護サービス費に係る利用者負担段階を第2段階（非課税、合計所得金額80万円以下）を算定に用いたことが認められる。
- (15) 一方、請求人の厚生年金基金に係る収入認定についてみると、事実(4)のとおり、毎年1回、6月1日に9,600円を受給しているものであり、局長通知第8の1の(4)のアにより、分割して収入認定する場合ではないといえる。つまり、本件処分のあった平成27年9月分の要否判定における収入充当額の算定対象とはならないものである。
- (16) これを踏まえ、審査庁において、本件処分のあった同月分の要否判定を行うと、次のとおりとなる。なお、同月における請求人の国民健康保険料については、処分庁に確認したところ、980円であったため、これを最低生

活費に用いることとする。なお、月々の介護保険料は、事実（９）のとおりである。

【最低生活費】

保護の要否判定の費目	最低生活費	備考
介護施設入所者基本生活費	9,690 円	告示別表第 1 第 3 章の 2
障害者加算イ (介護施設の入所者)	14,590 円	告示別表第 1 第 2 章の 2 精神障害者保健福祉手帳●級
居住費負担額	11,100 円	370 円×30 日 ※利用者負担第 2 段階
食費負担額	11,700 円	390 円×30 日 ※利用者負担第 2 段階
介護保険自己負担限度額	15,000 円	※利用者負担第 2 段階
国民健康保険料	980 円	
介護保険料	1,600 円	
合計	64,660 円	・・・①

【収入充当額】

収入の種類	収入充当額	備考
障害基礎年金	65,008 円	130,016 円×1/2 ヶ月
合計	65,008 円	・・・②

①<②により、保護否となる。

(17) 続いて、同年 10 月分の要否判定を行うと、次のとおりとなる。

【最低生活費】

保護の要否判定の費目	最低生活費	備考
介護施設入所者基本生活費	9,690 円	告示別表第 1 第 3 章の 2
障害者加算イ (介護施設の入所者)	14,590 円	告示別表第 1 第 2 章の 2 精神障害者保健福祉手帳●級
居住費負担額	11,470 円	370 円×31 日 ※利用者負担第 2 段階
食費負担額	12,090 円	390 円×31 日

		※利用者負担第2段階
介護保険自己負担限度額	15,000円	※利用者負担第2段階
国民健康保険料	980円	
介護保険料	2,580円	
合計	66,400円	・・・①

【収入充当額】

収入の種類	収入充当額	備考
障害基礎年金	65,008円	130,016円×1/2ヶ月
合計	65,008円	・・・②

①>②となり、保護要となる。

(18) なお、保護の要否判定については、同年11月も(17)と同じ判定結果であり、同年12月から平成28年3月までは、介護保険料が2,450円(月額)、地区別冬季加算額(告示別表第1の第3章の2の(1))が980円(月額)であることから、最低生活費67,250円>収入充当額65,008円となり、引き続き保護を要する状態である。

(19) 以上を踏まえると、本件処分が実施された平成27年9月の翌月以降、少なくとも6箇月は保護を要する状態となることから、本件処分においては処分庁は、請求人の保護を停止又は廃止すべき場合として課長通知間第10の12に示された検討が十分にされていたとは認められず、その手続において、瑕疵があったと言わざるを得ない。

(20) 以上のことから、処分庁が、同年9月以降の要保護性は認められないとして行った本件処分は不当であったと言わざるを得ない。

よって、本件処分を取り消すべきとする請求人の主張には理由があるから、行政不服審査法(平成26年法律第68号)附則第3条の規定により、主文のとおり裁決する。

平成29年6月7日

神奈川県知事 黒岩 祐治

